

CS マーク使用許諾期間が実質的に長くなります。

10月19日付でクラウド情報セキュリティ監査制度運営細則が改訂されました。今回の改訂は、CS マークの使用許諾の更新について見直しをしたもので、特に、CS マークの使用許諾の有効期間が実質的に3年の期間となるようになります。

従来、CS マークの使用期間は自主監査の届出日を起算日として3年間としていました。CS ゴールドマークを取得するためには、自主監査以降に外部監査人による外部評価を受け、その結果を添えて使用許諾申請をする必要があります。申請から許諾までの審査機関等を加えると、自主監査から承認までに半年程度を要することもあります。

更新に際しても同様の手順が必要となります。このため、有効期日の半年前位には自主監査を行っている必要があります。このため、実質的な有効期限は2年半程度になってしまいました。

改訂後は、初回については自主監査から3年半の有効期間となります。自主監査以降承認まで半年を要しても、承認後3カ年の有効期限となります。

更新に際しては、有効期限の半年前までに行った自主監査に基づき、外部評価を行い、その報告書を添付して申請すれば、有効期限が更に3カ年延長になります。以降は3カ年ごとに更新がなされることに成ります。

これらを図示すると下記のとおりです。

